

久慈市議会基本条例
検証結果報告書

令和5年7月

久慈市議会

はじめに

1 経 緯

このたび、久慈市議会では、平成 26 年3月に制定した議会基本条例に基づき、令和元年8月からの第5回期に取り組んできた議会活動の実績について、条例第 25 条の規定により検証を行った。

検証にあたっては、議会改革推進会議において令和5年2月から検証対象や方法等内容の確認をし、同年3月～4月にかけて自己評価を実施し、取りまとめを行った。同年5月 15 日開催の議会改革推進会議において、その自己評価結果を確認し、同年5月31日開催の議員研修会(議員全員協議会)において、青森大学の佐藤淳教授からご講義・ご指導を受け、検証結果をとりまとめ、次の任期へ申し送ることとした。

2 検証対象

基本条例中、第1章総則(第1条、第2条)、第6章議会事務局等(第 21 条～第 22 条)、第8章見直し手続及び議会改革の推進(第 25 条～第 26 条)を除く全ての条文。

3 検証方法

(1) 自己評価

自己評価は、評価シートを作成し議員全員に配布して行った。評価シートには、基本条例の条文に対する議会活動の達成度について5段階評価する欄と、継続すべき点及び改善すべき点について記述する欄を設けた。

なお、5段階評価基準は次のとおりである。

- ・ 5点 全くその通り出来ている
- ・ 4点 ややその通り出来ている
- ・ 3点 どちらともいえない
- ・ 2点 ややその通り出来ていない
- ・ 1点 全くその通り出来ていない

(2) 検 証

検証は、評価シートの集計結果を基に、議員研修会(議員全員協議会)を経て、議会改革推進会議が検証(案)を作成。議員全員協議会において全議員で検証(案)についての協議を行った。

自己評価集計結果一覧表

基本条例項目			評価点別内訳（人）					評価点			順位 (前回)
			5	4	3	2	1	合計	回答数	平均点	
第2章 議会及び議員の 活動原則 3.9点	第3条	議会の活動原則	0	14	5	1	0	73	20	3.65	13(12)
	第4条	議員の活動原則	2	12	3	3	0	73	20	3.65	13(12)
	第5条	会派	2	11	5	2	0	73	20	3.65	13(9)
	第6条	議長及び副議長	15	4	0	1	0	93	20	4.65	1(1)
第3章 市民と議会との関係 4.2点	第7条	情報公開	10	9	1	0	0	89	20	4.45	2(2)
	第8条	市民参加と広聴広報活動の充実	3	13	2	2	0	77	20	3.85	9(10)
第4章 議会と市長等 との関係 3.5点	第9条	重要政策等の説明	3	10	6	1	0	75	20	3.75	11(14)
	第10条	議決事件の追加	4	10	4	2	0	76	20	3.80	10(16)
	第11条	一問一答による質疑応答	7	7	3	3	0	78	20	3.90	6(7)
	第12条	反問権	2	2	8	4	4	54	20	2.70	19(19)
第5章 議会の機能強化 3.7点	第13条	議員間の討議	2	8	7	3	0	69	20	3.45	17(14)
	第14条	委員会の活動	9	10	0	1	0	87	20	4.35	3(6)
	第15条	法制度の積極的活用	1	10	7	2	0	70	20	3.50	16(17)
	第16条	ICTの積極的活用	5	7	6	2	0	75	20	3.75	11(4)
	第17条	調査機関の設置	1	1	8	7	3	50	20	2.50	20(19)
	第18条	議員全員協議会	7	11	1	1	0	84	20	4.20	5(7)
	第19条	政務活動費	10	6	4	0	0	86	20	4.30	4(2)
	第20条	交流及び連携の推進	5	11	1	3	0	78	20	3.90	6(11)
第7章 議員定数及び議員報酬 3.3点	第23条	議員定数	7	8	2	2	1	78	20	3.90	6(5)
	第24条	議員報酬	3	1	8	4	4	55	20	2.75	18(18)
									3.73		

自己評価集計結果

第2章

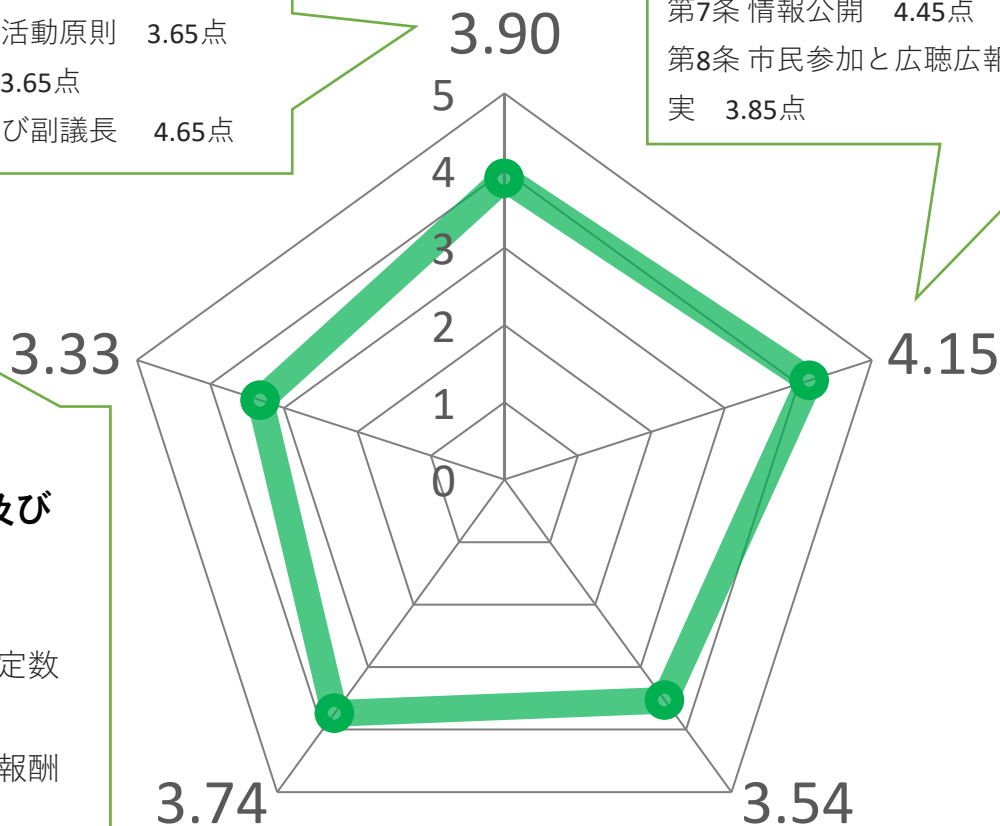
議会及び議員の活動原則

- 第3条 議会の活動原則 3.65点
- 第4条 議員の活動原則 3.65点
- 第5条 会派 3.65点
- 第6条 議長及び副議長 4.65点

第3章

市民と議会との関係

- 第7条 情報公開 4.45点
- 第8条 市民参加と広聴広報活動の充実 3.85点



第7章

議員定数及び議員報酬

- 第23条 議員定数 3.90点
- 第24条 議員報酬 2.75点

第5章

議会の機能強化

- 第13条 議員間の討議 3.45点
- 第14条 委員会の活動 4.35点
- 第15条 法制度の積極的活用 3.50点
- 第16条 ICTの積極的活用 3.75点
- 第17条 調査機関の設置 2.50点
- 第18条 議員全員協議会 4.20点
- 第19条 政務活動費 4.30点
- 第20条 交流及び連携の推進 3.90点

第4章

議会と市長等との関係

- 第9条 重要政策等の説明 3.75点
- 第10条 議決事件の追加 3.80点
- 第11条 一問一答による質疑応答 3.90点
- 第12条 反問権 2.70点

自己評価集計結果（順位順）

第5回期					第4回期	
順位	平均点	基本条例項目		前回比較	順位	平均点
1	4.65	第6条	議長及び副議長	→	1	4.43
2	4.45	第7条	情報公開	→	2	4.26
3	4.35	第14条	委員会の活動	↑	6	4.26
4	4.30	第19条	政務活動費	↓	2	4.00
5	4.20	第18条	議員全員協議会	↑	7	3.96
6	3.90	第11条	一問一答	↑	7	3.91
6	3.90	第20条	他の自治体議会と交流・連携の推進	↑	11	3.78
6	3.90	第23条	議員定数	↓	5	3.78
9	3.85	第8条	市民参加と広聴広報活動の充実	↑	10	3.74
10	3.80	第10条	議決事件の追加	↑	16	3.70
11	3.75	第9条	重要政策等の説明	↑	14	3.65
11	3.75	第16条	ICTの積極的活用	↓	4	3.52
13	3.65	第3条	議会の活動原則	↓	12	3.52
13	3.65	第4条	議員の活動原則	↓	12	3.39
13	3.65	第5条	会派	↓	9	3.39
16	3.50	第15条	専門的知見ほか法制度の積極的活用	↑	17	3.35
17	3.45	第13条	議員間討議	↓	14	3.26
18	2.75	第24条	議員報酬	→	18	2.22
19	2.70	第12条	反問権	→	19	2.00
20	2.50	第17条	調査機関の設置	→	19	2.00

平均点 **3.73**

平均点 **3.51**

■第2章 議会及び議員の活動原則

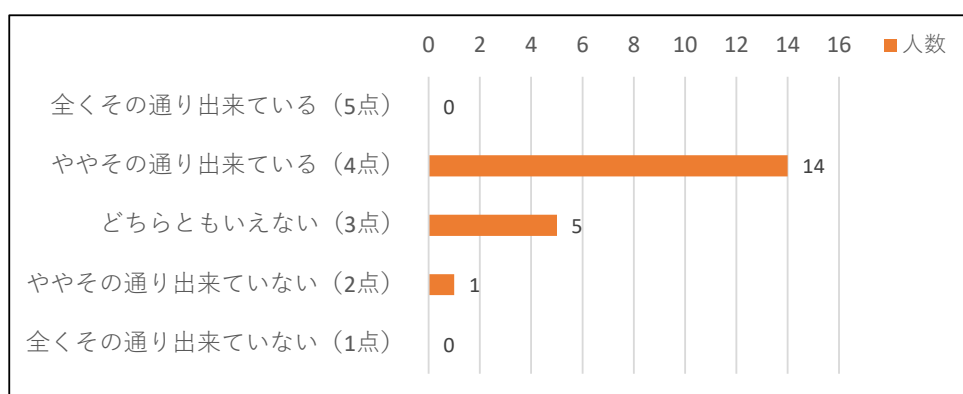
(平均点)

① 議会の活動原則

3.65点

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 積極的な情報公開に取り組み、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対して説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 議会活動が市民生活にどのような変化をもたらしたか検証すること。
- (5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。



《検証結果》 (第5回期)

- (1) 情報公開について
今後も継続して積極的な情報公開を実施する。
- (2) 説明責任について
今後も継続して市民に対し説明責任を果たす。
- (3) 政策立案・提言について
有効な政策提言を実施するため、市民や担当職員と情報共有を図る。
政策サイクルの確立に向けて今後も継続して取り組む。
- (4) 検証について
議会活動が市民生活にもたらす変化の検証方法を検討する。
改めて、原則の再確認と具体的に取り組む手法について確立する。
- (5) 議会運営について
市民に分かりやすい議会運営に努める。
議員個人のレベルアップを目指すとともに、基本条例の再確認をする。

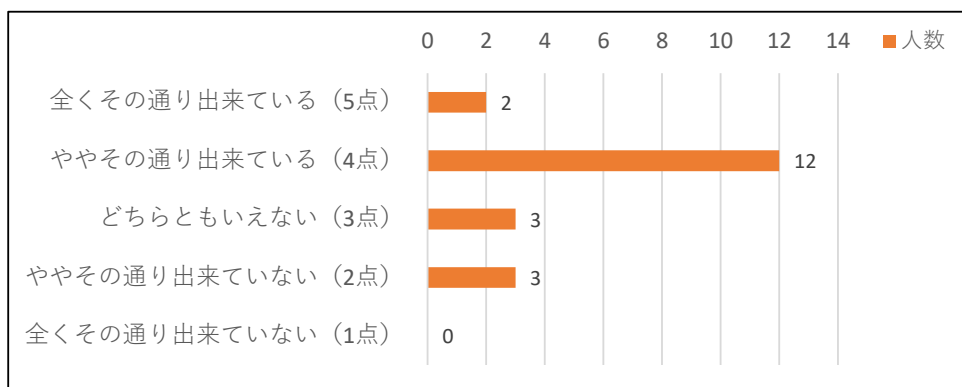
(平均点)

② 議員の活動原則

3.65点

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを深く認識し、議員相互間の討議を重んじること。
- (3) 自己の資質の向上に努めるとともに、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、品位の保持に努めること。



《検証結果》 (第5回期)

- (1) 市民全体の福祉の向上について
今後も継続して市民全体の福祉の向上を目指して活動する。
- (2) 議員間の討議を重んじることについて
議員間討議について、もっと経験を積み、学ぶ必要がある。
- (3) 資質向上と品位保持について
今後も継続して資質の向上と品位の保持に努める。

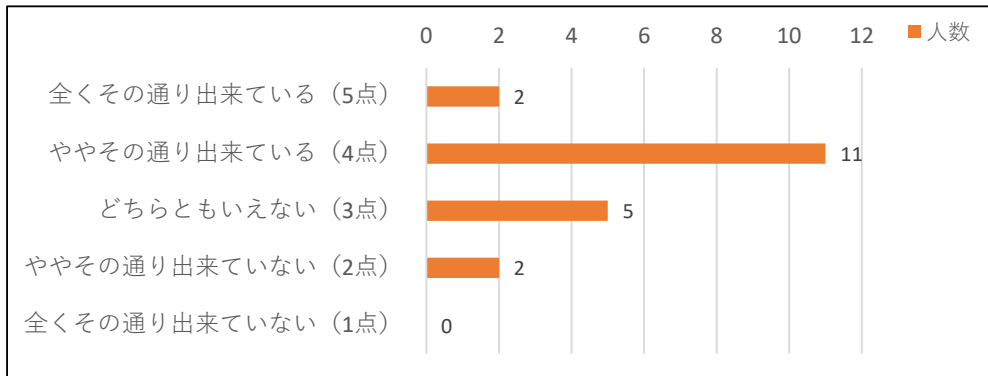
(平均点)

③ 会 派

3.65点

第5条 議員は、議会活動を行うため、原則として会派を結成するものとする。

2 会派は、政策立案及び政策提言に際し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。



《検証結果》 (第5回期)

- ・ 継続して会派活動を活発に行う。
- ・ 一般質問のあり方については、継続検討する。

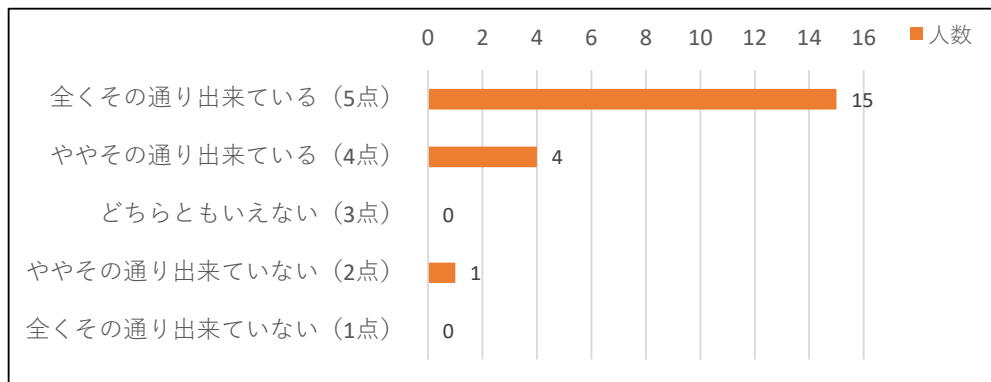
(平均点)

④ 議長及び副議長

4.65点

第6条 議長は、議会全体の代表とし、会派から独立した活動を行うものとする。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。



《実績》 (第5回期)

- ・初議会の正副議長選出選挙における所信表明の実施 (第4回期～)。

《検証結果》 (第5回期)

- ・継続して実施する。

■第3章 市民と議会との関係

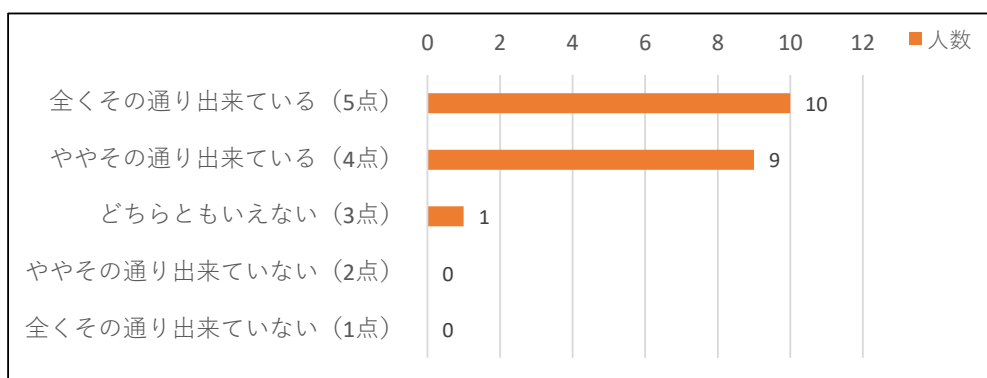
(平均点)

① 情報公開

4.45点

第7条 議会の会議は、全て原則公開するとともに、審議資料等の公開に努めるものとする。

2 議会は、議案に対する各議員の賛否を公表する等、議員に対する市民の評価が的確になされるよう情報の公開に努めるものとする。



《実績》 (第5回期)

- ・ 日常の議会活動、議事日程・議案名の公開、委員会ライブ中継など、フェイスブック・ツイッターによる情報発信 (第4回期～)。
- ・ 議会ホームページで議案の公開 (第4回期～)。
- ・ 傍聴者に議案一覧を配布 (第4回期～)。
- ・ 議会だよりで議員の議案に対する賛否、出欠状況、本会議以外の議会活動を公表 (第4回期～)。

《検証結果》 (第5回期)

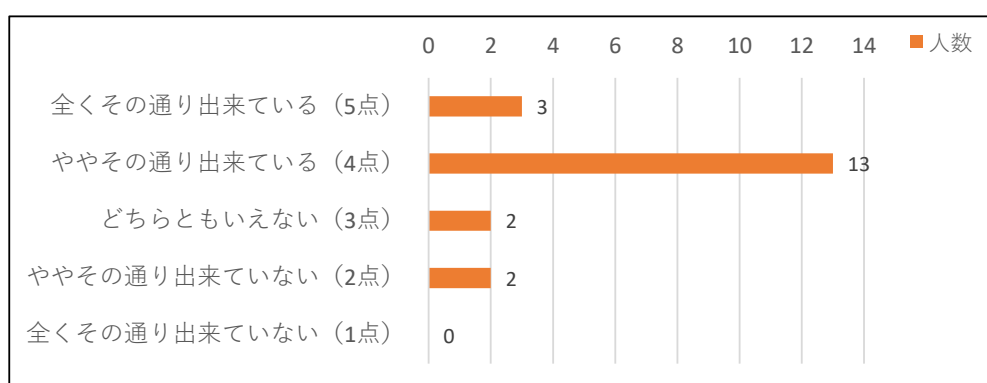
- ・ 今後も継続して積極的な情報公開を実施する。(再掲)
- ・ SNS、インスタ等を利用した情報発信を研究する。

② 市民参加と広聴広報活動の充実

3.85点

第8条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、市民の意見等を聴き、議会審議及び政策形成に反映させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審査等に当たっては、提出者が希望した場合は、提出者に意見を述べる機会を設けるものとする。
- 3 議会は、市民の意見を反映させるため、市民との意見交換の場を多様に設け、広聴活動の充実に努めるとともに、市民と議会が協働し市政課題について話し合う「かだって会議」を設置するものとする。
- 4 議会は、議会審議における経過及び結果を周知するために、市民に対し議会報告会を年1回以上開催するとともに、多様な広報手段を活用し、広報活動の充実に努めるものとする。



《実績》 (第5回期)

- ・かだって会議の実施 (R2 高校生計1回実施)。
- ・かだって会議の中で、議会報告を実施 (R2)。
- ・新たな意見交換、議会活動の発信ため「まちなかプチ議会」の実施 (R2~R4)
- ・議会モニターと市議会だよりや議会運営などの議会活動に関する意見交換の実施。
- ・議会だよりのリニューアル (第4回期)
- ・議会だより特集企画記事「かだって×かだって」による広聴活動 (第4回期~)。

《検証結果》 (第5回期)

- ・公聴会・参考人制度については必要に応じて実施する。
- ・請願・陳情における提出者の意見陳述については継続実施する。
- ・市民との意見交換は継続実施する。
- ・全議員が関わる工夫が必要である。
- ・広聴広報会議の活動量・領域が増大しているため、引き続き組織のあり方を検討する。

■第4章 議会と市長等との関係

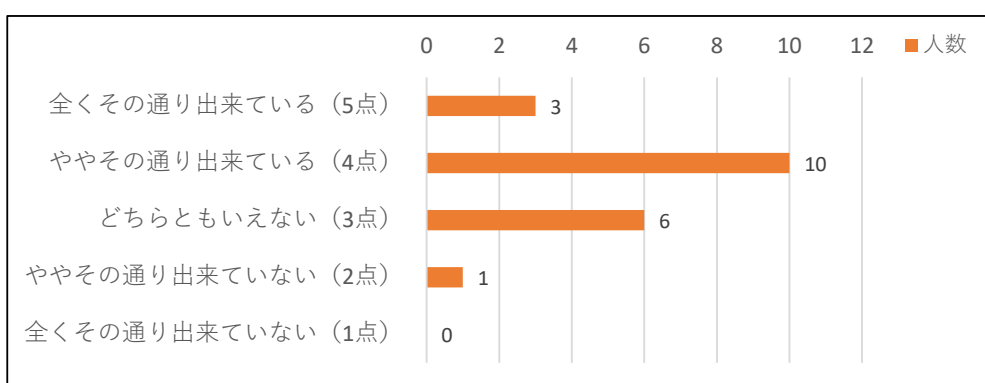
(平均点)

① 重要政策等の説明

3.75点

第9条 議会は、市長等が提案する重要な計画又は政策等について、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、必要があると認めるときは、市長等に対し、説明資料の提供を求めることができる。

2 議会は、前項の重要政策等を審議するに当たっては、立案又は執行における論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。



◀ 検証結果 ▶ (第5回期)

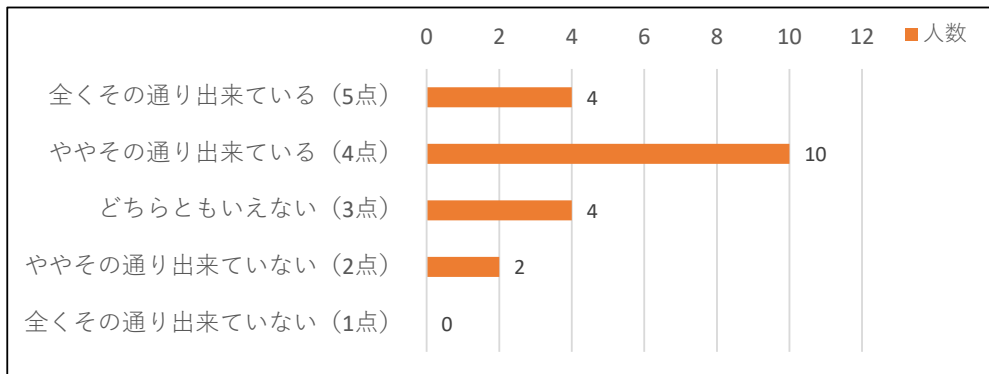
- ・ 継続して議案説明会、事務事業説明会を開催する。
- ・ 提供資料や説明内容等の改善・工夫について検討する。

(平均点)

② 議決事件の追加

3.80点

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、久慈市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。



《検証結果》（第5回期）

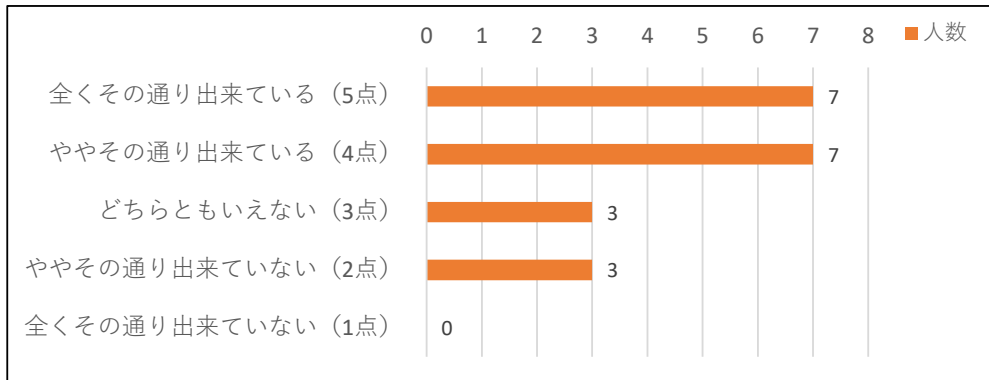
- ・現状維持。

(平均点)

③ 一問一答による質疑応答

3.90点

第11条 議会の会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点をより明確にするため、一問一答で行うことができる。



《検証結果》 (第5回期)

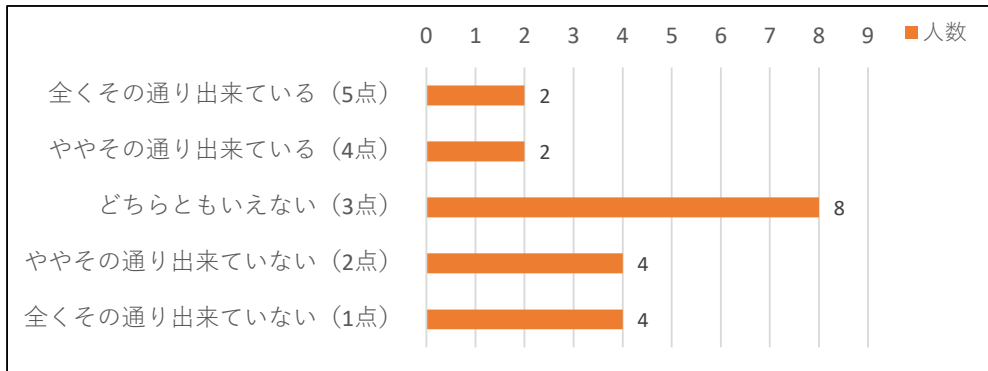
- ・一問一答は継続して行っていく。
- ・質疑時間について、質問方法を含め検討が必要である。
- ・一般質問の重複について検討する。
- ・一般質問のあり方については、継続検討する。(再掲)

(平均点)

④ 反問権

2.70点

第12条 議会の会議において、市長等は、議員の質問に対し、議論を深めることを目的に、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。



《検証結果》 (第5回期)

- ・必要応じて行われるべきである。

■第5章 議会の機能強化

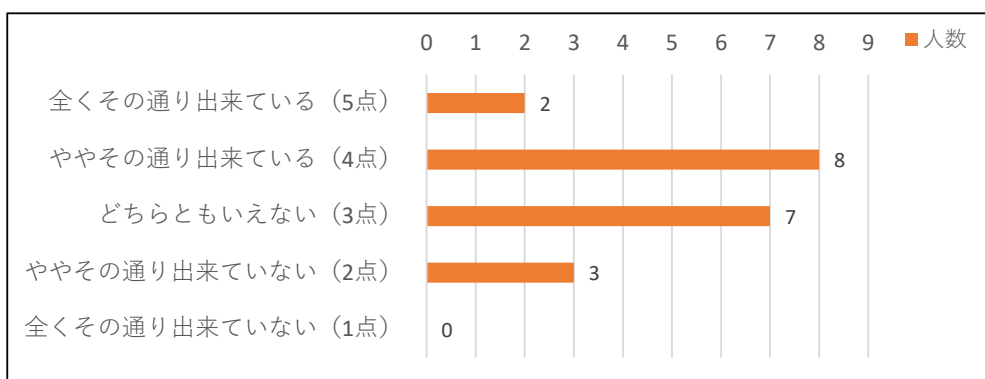
(平均点)

① 議員間の討議

3.45点

第13条 議会の審議に当たっては、議員間討議を中心とした議論を尽くすものとする。

2 議員は、議員間討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言に努めるものとする。



《実績》 (第5回期)

- ・本会議及び委員会における議員間討議による審議の実施 (第4回期～)。
- ・政策形成活動の課題設定や論点形成、取り組みの情報共有等の議員間討議による実施 (第4回期～)。

《検証結果》 (第5回期)

- ・議員間討議について、もっと経験を積み、学ぶ必要がある。(再掲)

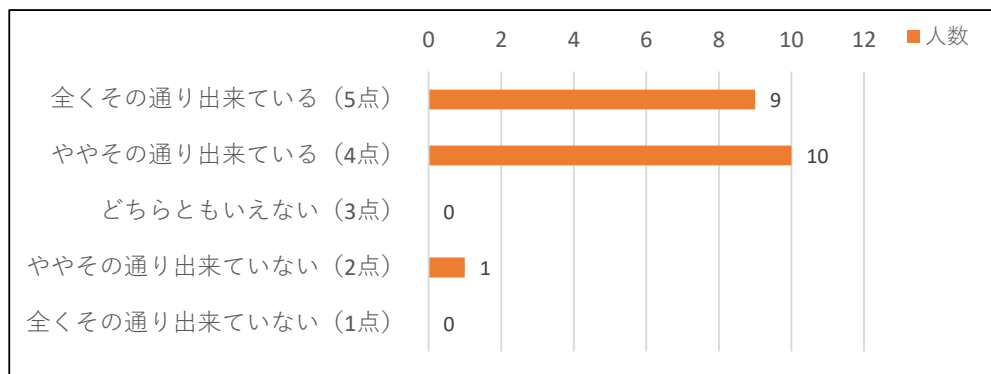
(平均点)

②委員会の活動

4.35点

第14条 委員会は、市政課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした運営に努めなければならない。

- 2 常任委員会は、積極的に市政課題の所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに、政策立案及び政策提言に努めるものとする。
- 3 委員会は、委員長及び副委員長の選出に当たり、委員会においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。



《実績》 (第5回期)

- ・ 設定課題に基づく政策研究や関連する視察・ヒアリング調査の実施 (第4回期～)。
- ・ 委員長選出にあたり所信表明する機会を設置 (第4回期～)。
- ・ 指定管理者指定議案審査特別委員会の設置 (第5回期)。
- ・ 台風第19号災害時における常任委員会連合審査会協議会による被害調査と調査報告書の提出 (第5回期)。

《検証結果》 (第5回期)

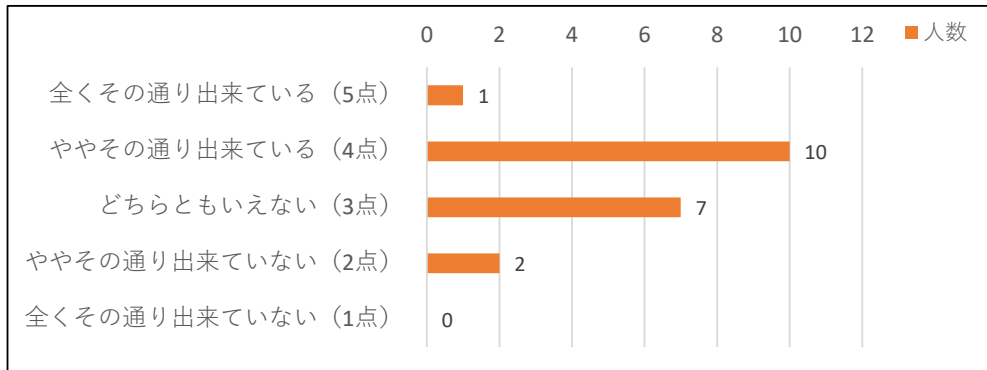
- ・ 継続して活発に活動する。

(平均点)

③ 法制度の積極的活用

3.50点

第15条 議会は、法第96条第2項の規定に基づく議決事件の追加、法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査への専門的知見の活用その他の法に規定される議会の機能強化に資するための制度を積極的に活用するものとする。



《実績》 (第5回期)

- ・専門的知見による議会改革の指導 (第4回期～)。

《検証結果》 (第5回期)

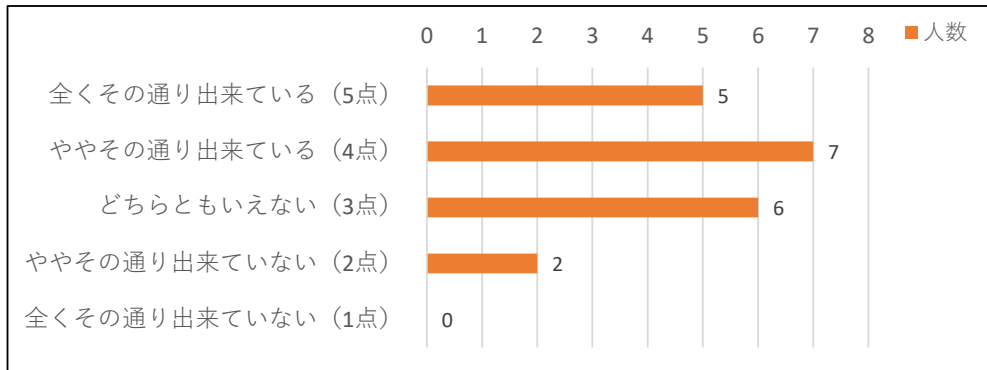
- ・継続して議会改革を進める。
- ・専門的知見を十分活用する。

(平均点)

④ ICTの積極的活用

3.75点

第16条 議会は、ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条の情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。



《実績》（第5回期）

・タブレット端末の全議員所有によるスケジュールや会議資料のデータ共有とタブレット会議の実施。（第4回期～）。

《検証結果》（第5回期）

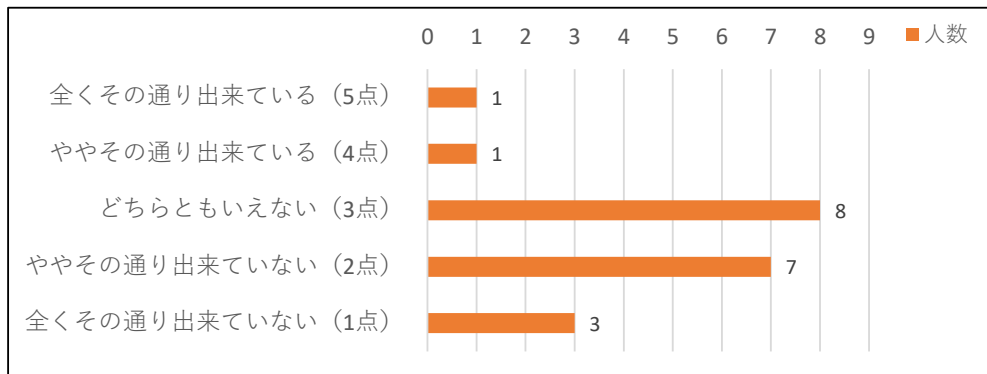
- ・今後も継続して、タブレット端末を活用し、積極的にICT化に取り組む。
- ・タブレット端末の勉強会など開催し、スキルアップを図る。
- ・オンライン会議の開催について研究する。

(平均点)

⑤ 調査機関の設置

2.50点

第17条 議会は、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。



《検証結果》 (第5回期)

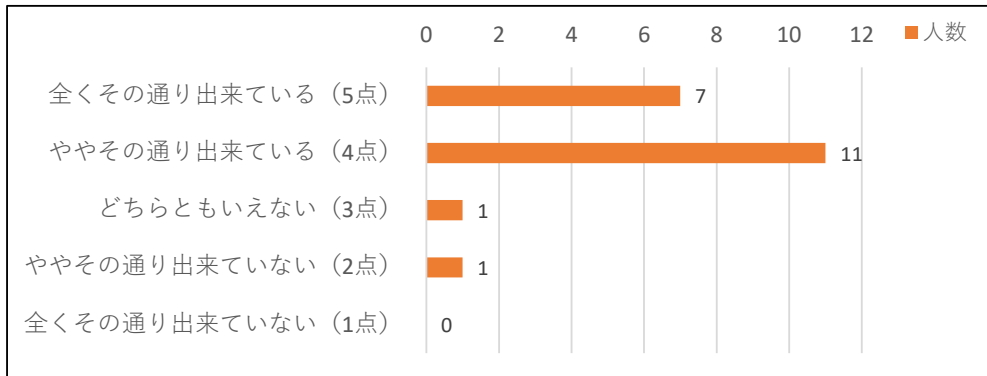
- ・必要に応じて設置する。

(平均点)

⑥ 議員全員協議会

4.20点

第18条 議長は、議会としての共通認識を深めるとともに、合意形成を図るため、法第100条第12項の規定に基づく協議等の場として、議員全員協議会を開催するものとする。



《実績》 (第5回期)

- ・政策形成活動ほか様々な案件で開催 (第4回期～)。

《検証結果》 (第4回期)

- ・今後も活発に開催していくべきだが、協議方法や内容の充実など改善の余地がある。

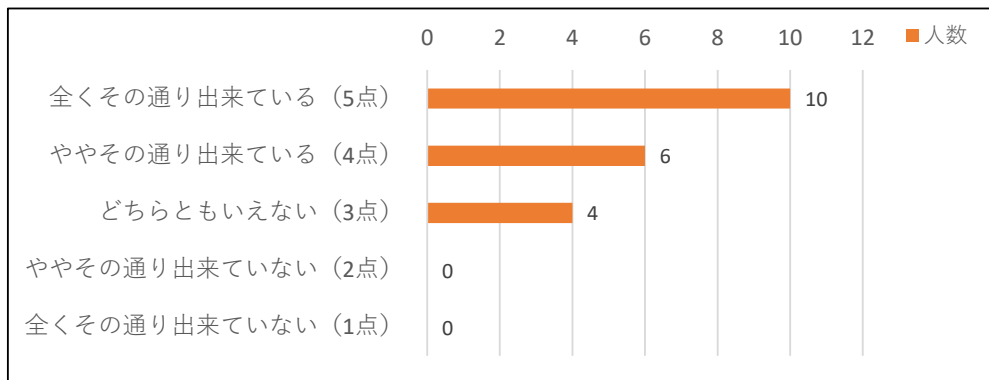
(平均点)

⑦ 政務活動費

4.30点

第19条 会派及び議員は、調査研究等のために交付される政務活動費を活用し、議会審議及び政策形成に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性確保のため、活動報告書及び収支報告書を公開するものとする。



《実績》 (第5回期)

- ・ ホームページで収支報告、事業報告のほか、政務活動費の使用計画書や実績報告書（領収書も含む）の公開を実施（第4回期～）。

《検証結果》 (第5回期)

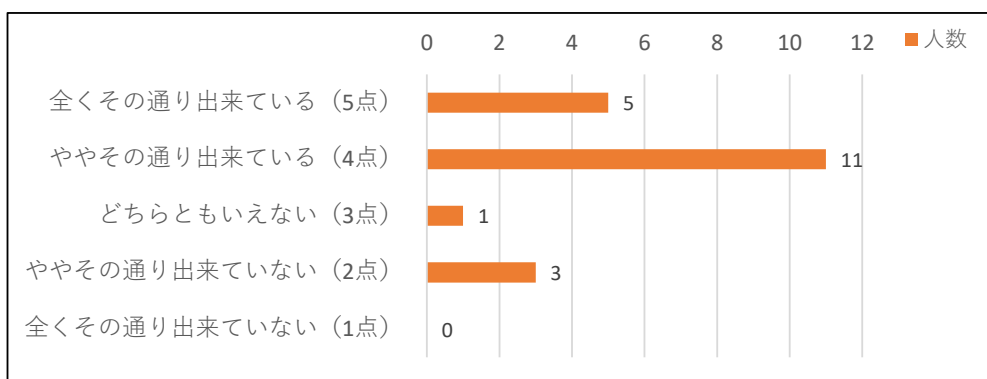
- ・ 議員活動の活発化に伴い、調査研究等の必要性が増している。
- ・ 政務活動費について、報酬と併せて議論する。

(平均点)

⑧ 交流及び連携の推進

3.90点

第20条 議会及び議会事務局は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進し、議会活動の活性化に努めるものとする。



《実績》 (第5回期)

・オンラインによる視察の受入れ（舞鶴、袖ヶ浦、茅ヶ崎 R3）や視察（奥州市/市政調査会 R3）を実施。

《検証結果》 (第5回期)

・今後も継続して交流・連携を推進するとともに、相手先を増やす検討もする。

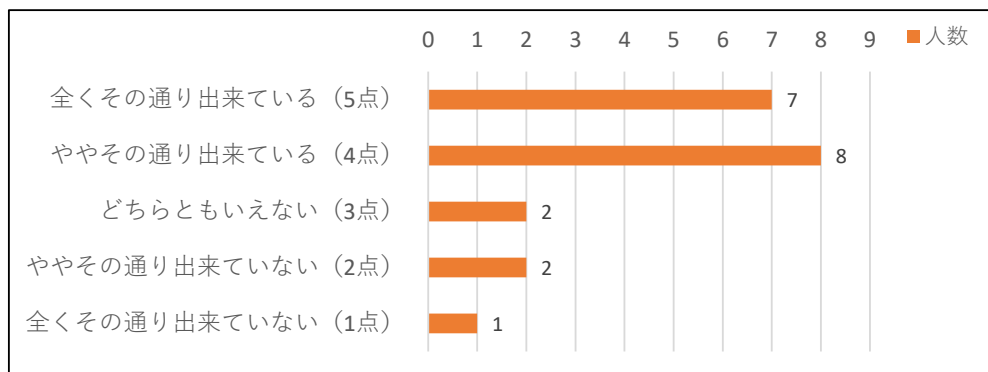
■第7章 議員定数及び議員報酬

(平均点)

① 議員定数

3.90点

第23条 議員定数の条例改正に当たっては、人口、面積、財政力、社会状況及び、事業課題や将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。



《実績》 (第5回期)

- ・議員定数を4名削減 (24名→20名)、議会のあり方検討会議による検討 (第4回期)。

《検証結果》 (第5回期)

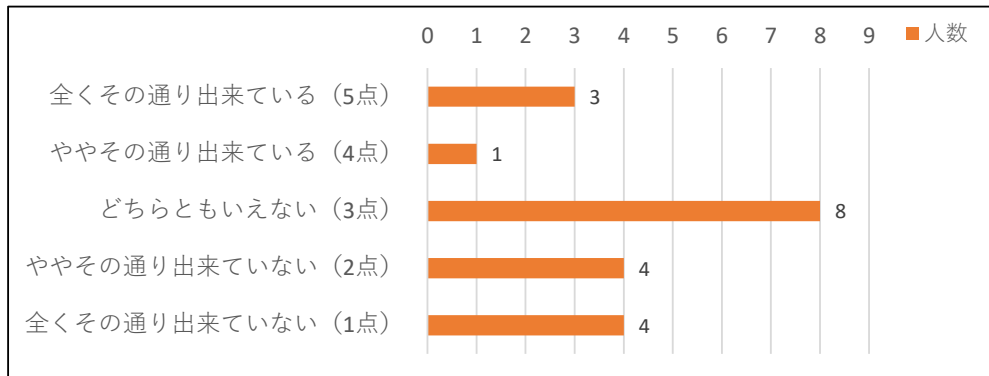
- ・効果について検証すべきである。

(平均点)

② 議員報酬

2.75点

第24条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。



◀ 検証結果 ▶ (第5回期)

- ・ 政務活動費と併せて報酬について議論する。